

# 鈴鹿川水系 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ 【現況河道】

浸水が想定される範囲を表示

1 説明文

(1) この水害リスクマップは、流域治水の推進を目的として、現況(令和2年度末)の鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川、安楽川の河道の整備状況を勘案して、年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、1/150(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率がそれぞれ1/10(10%)、1/30(3%)、1/50(2%)、1/100(1%)、1/150(0.7%))の降雨に伴う洪水により鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川、安楽川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出し、年超過確率ごとの浸水範囲(浸水深0cm以上)を示したものです。

(2) このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この浸水が想定される範囲に含まれていない地区においても浸水が発生する場合があります。年超過確率及び浸水頻度が異なる場合があります。なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の基本高水検討時の降雨波形(鈴鹿川中下流・鈴鹿川派川:平成7年5月型、鈴鹿川上流:昭和28年9月型、内部川:昭和40年9月型、安楽川:昭和36年6月型)を用いているなどの理由から、河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。

(3) 想定最大規模の浸水範囲は、水防法に基づき平成28年5月(鈴鹿川・鈴鹿川派川・内部川)及び平成29年6月(安楽川)に指定・公表したものを表示しているため、前提としている降雨や河道条件等が異なります。

2 基本事項等

(1) 公表年月日 令和4年9月30日

(2) 作成主体及び対象となる河川  
・国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所:鈴鹿川水系鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川、安楽川

(3) 実施区間  
【三重河川国道事務所】  
・鈴鹿川  
左岸:三重県亀山市関町新所字宿屋614番の2地先から海まで  
右岸:三重県亀山市関ヶ丘字三千坊597番の26地先から海まで  
・鈴鹿川派川  
鈴鹿川からの分派点から海まで  
・内部川  
左岸:三重県四日市市北小松町字井口397番地先から鈴鹿川への合流点まで  
右岸:三重県四日市市北小松町字中川原376番地先から鈴鹿川への合流点まで  
・安楽川  
左岸:三重県亀山市田村町字東沢1745番の4地先から鈴鹿川への合流点まで  
右岸:三重県亀山市田村町字蜂ヶ尻772番の2地先から鈴鹿川への合流点まで

(4) 算出の前提となる降雨  
・年超過確率1/10(鈴鹿川流域の6時間の総雨量153mm)  
・年超過確率1/30(鈴鹿川流域の6時間の総雨量198mm)  
・年超過確率1/50(鈴鹿川流域の6時間の総雨量219mm)  
・年超過確率1/100(鈴鹿川流域の6時間の総雨量249mm)  
・年超過確率1/150(鈴鹿川流域の6時間の総雨量268mm)

(5) 河道条件 現況(令和2年度末)

(6) 関係市町村 鈴鹿市、亀山市、四日市市

(7) その他計算条件等

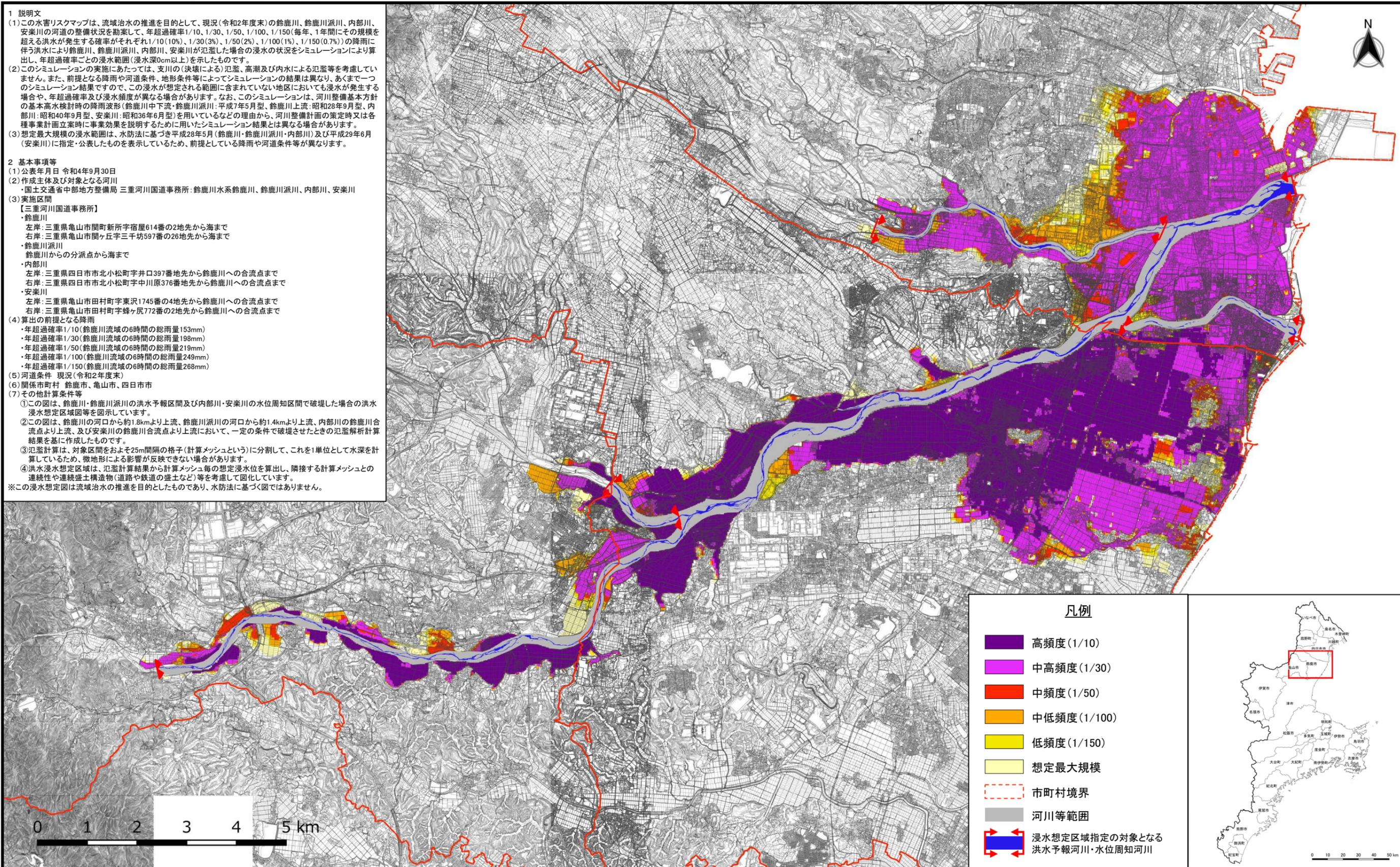
① この図は、鈴鹿川・鈴鹿川派川の洪水予報区間及び内部川・安楽川の水位周知区間で破堤した場合の洪水浸水想定区域等を図示しています。

② この図は、鈴鹿川の河口から約1.8kmより上流、鈴鹿川派川の河口から約1.4kmより上流、内部川の鈴鹿川合流点より上流、及び安楽川の鈴鹿川合流点より上流において、一定の条件で破堤させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物(道路や鉄道の盛土など)等を考慮して図化しています。

※この浸水想定図は流域治水の推進を目的としたものであり、水防法に基づく図ではありません。



凡例

- 高頻度(1/10)
- 中高頻度(1/30)
- 中頻度(1/50)
- 中低頻度(1/100)
- 低頻度(1/150)
- 想定最大規模
- 市町村境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域指定の対象となる洪水予報河川・水位周知河川

この地図の作成に当たっては、三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合発行の「2017三重県共有デジタル地図」を使用した。(承認番号 三総合地第14号)